隨見隨錄

全

イ 5
448
6

448
6

僧5
門 448
號 417
卷 6

莊子繪抄

狂孔現在奇人傳

小華箴

抄錄

通俗排闢錄

聖文談

妙〻奇話

莊子繪抄

皇京　兼丘卧山人江匡弼文隆解

莊子ハ名ヲ周ト云ヒ字ヲ子休ト雖陽蒙縣ノ人ニシテ在世ハ周武王ヨリ三十五代顯王ノ代ニシテ本朝ニテハ人王第六代孝安天王ノ御宇ニアタレリ此莊子ノ時代ヲ戰國ノ代ト稱ス戰國ノ代ニ十ヨリ以ハ周三十三代威烈王三十三年諸侯等王位ノ奪ヒ來レテ干戈ヲ事トシ帝位ヲ奪ヒ四海ヲ掌握セントス宋悼公魏文公韓景公趙烈公楚惠公鄭康公晉孝公等ヲ以テ亂一百八十三年ノ間ヲ戰國ノ代ト稱ス本朝ニテハ人王第五代孝昭天皇即位七十三年ヨリ第七代孝昇天王七十二年庚辰ノ歲ニテハ孝昇天皇七十年庚申年ニ秦始皇帝彼諸侯等ノ子孫ヲ悉ク打滅シテ天下一統秦代トナリシ也ニ孫ヲ周代三十八世ニテ斷絶ス

此荘子ハ戰國ノ代ヨリ子孔七十餘年ニ當ル頃ニ出タル人ニテ
周ノ顯王三年ニ三年ノ頃ニ楚ノ威王ヨリ荘子ガ賢人ナル事ヲ聞
テ聘礼ヲ厚クシテ周ノ宰相ニナサントト使ヲ以テ召シ給ヒ犠牛
ノ喩ヲ説テ辭退セラレタル事ハ此篇雜篇ニテ議王篇ニ見ヘ
タリ彼七篇ノ教道ヲ説ハ孟子軻ト同時代人ナリ中略
ヲ荘子一篇ノ説ハ黄面ノ瞿曇四十九年ノ説ト朝三暮
四五千四千餘卷ノ藏経ト三十三篇ノ荘子ト朝四暮三
リ然モカノ如クナリト雖ドモ劔去テ久シ
荘子カ伝列仙全伝卷一史記卷ノ二十三列伝ハ共ニ載
タリ又此荘子ヲ南華真経ト世ニ称スルハ事物紀原卷
二云荘子ノ号ハ唐ノ開元天宝元年二月十二日荘子
ヲ追贈シテ南華真人ト同三月十九日李林甫天子ニ奏シテ
此書ヲ南華真経ト号スト見ヘタリ荘子一篇ヲ南華真経ト

老聃ハ沈キニ波ヲ記ス 凡ソ賊徒ノ子ハ何ノ用ヲ計ル
凡ソ荘子三十三篇ノ中ニハ寓言ハ十ノ九ト寓言ハ十ノ
言トハ寓ルト寄ルト訓ス荘子我自ノ中ヨリ説ヲ作ツテ聖
賢王侯ニ託シ楚ノ狂ガイル様ニ事ヲ他人ノイル様ニ寄セテ
テ説レシヲ寓言トハ又重言トハ荘子カ自説ヲ人ニ尊
ビ重ジサセント神農ヤ黄帝ヤ孔子ノ説ノ様ニ此聖人達ヲ信ジテ
説レシヲ云又危言ハ危言ハ其言ヲ支離スト言ハ的当ニスルコトヲ云故ニ危言ト云
ハ危ヲ盛ヲ云酒ヲ危ニ盛テ人ニ飲ス樂ノ如ク
リ荘子ノ口ノ狂言綺説ヲ用ヒ寓事ヲ譬ヒテ雜説スルガ如ク
戯言ノ中ニ道理ノ實ヲ説ヒテ云
上覽 朝ニ生レタニ死スル類ノ小年
ヤ大年ノ境界ヲイカデカ知ル(キ天ハ十三ヲ以テ然ル説ヲ知ルト
ナラバ譬バ渾沌ニ生ルカノ朝菌ハ晦ヲ三ヲ知ル事ヲ知ラズ蟪蛄
ハ四季ノ春ノアルヲ知ラズ又楚国ノ南ニ冥霊トイフ大木アリ朱

以五百歳ヲ以テ春トシ枝葉等五百歳ヲ以テ秋トシテ枝葉枯
落シテ一千年ヲカレガ一年トス是ヲ長命ヤウトサル上古大椿ト云
有リ其木ハ八千歳ヲ以テ春トナシ八千歳ヲ以テ秋トナシテ合セテ
一萬六千歳ヲ彼ガ一年トス

大樽ト俗ニ云酒ヲ盛樽ニ
アラズ海河ヲ渡ル時舟ナキ時ニ大ナル瓠ヲ身ノ左右ニツケテオヨ
グニ用ル大樽ト云又腰舟モ云

徂徠ニ曰ク朝ニ暮四ヲ与ヘ暮ニ三ヲ与ヘン列子巻二黄帝

諸人ノ善悪不二ト云事ヲ悟ラズ者ヲ暫ク説示シ給ヒ真
真一ヲ悟ラバ此場ヲ舎ム世ノ人皆ガイタラバ天均ニ休セシム是之
ヲ両行ト謂フ荘子齊物論ニ行ヲイフナリ
易経曰神ハ恍惚ニ潜リ日用ニ見ル而モ知識ヲ以テ及ブカラズ
[illegible]

生ル者ハ是天理ヲ道シ
死シ実理ニ違背スル者ヲ病者ニシテヤウヤウ者ヲ古者ニシテ道天ノ
刑トイフ是天ノ理ニ適シ背ク深ク悟者ハ此ノコトクニシテ適
[illegible]ト思ヒコヽラズ此世ニ生シ来ル人ハ老子ニ限ラズ世人時節到来ル
モノヲ適去ト名ニ死去ハ順ヲ時ニ安ジテ順ニ處トキハ哀楽
ニ其心ヲ動スコト能ハズ古ハカヤウナル帝ノ懸解トイフリ帝ノ懸
解ト云意ハ天帝ノ皆共所ニシテ生モ死モ自然ノ如キ
カトオモフハ天帝モ[illegible]ヤウトモナシヤウガナイ譬ヘバ蚊蜻蜓ガ
蛛ノ網ニ懸リ見ル如キヲ懸ト云其網ヲ自然ト脱シ去ルガ解トイフ
者ニテ脱シ去ニ於テハ蛛モ蓋方ナキガ如シ是ヲ懸解去シ[illegible]ト
ヲ訓ズニ指ス[illegible]傳リテ其盡コトヲ知ラズ

狙獼

ノ如キ姿ノ病者ヲ云

莊子曰長スル者い餘アリトせズ短キ者い足ズトセズ是故ニ
鳧ノ脛い短シト雖ドモ續トキハ憂ヒ鶴ノ脛い長シト雖ドモ斷ハ悲
鮑焦い周ノ世隱者世ヲ厭シリテ水ニ入テ死ス 伍推い晉ノ代人
君ヲ怨ミ水ニ入テ死ス
河伯 姓い馮名い夷ト云人 水仙ノ道ヲ得テ河ノ神トナル是ヲ河
白ト云
北海若 河ノ神
至樂い樂ナリノ至美い美シナシ
齊ノ桓公野澤ノ中ニ畋獵シ玉フニ管仲トヲ者車ヲ御シ玉フ時
桓公鬼ヲ見ル怖懼玉フ管仲ガ手ヲ挽テ問タマフい汝管仲今鬼
ヲ見タカト管仲對ヘ曰臣カ目ニ何モ見ズト桓公コレヨリ病ヲ得テ
數日臥玉フ時ニ齊ノ國ニ姓い皇子字い告敖ト云賢人ヲ桓公
ニ見ヱテ申テ曰桓公ヲ病ヲ得玉フト是自病ニ玉フシ鬼イヅクニカ
桓公ヲ病シムルコトヲ為シ云ニ澤ニ居ル鬼アリ委蛇ト云其形大サ
轂ノ如クニシテ丈長キコト轅ノ如ク紫衣ヲ着テ朱冠ヲキシ其物タ
雷車ノ聲ヲ聞テ聞コトヲ惡ム其聲ヲ聞い其首ヲ捧テタツコレヲ有ル
人い霸王ニ為ルニ近シト桓公コレヲ聞テ輾然トシテ打笑曰コレ當
先日見タリシ鬼い全ク是ナリト衣冠ヲ正シ告敖ト共ニ坐セラレシ
ガ忽ニ病平愈シタリトカヤ
右ノ一章い莊子ノ蝦蟆ヲ踏テ忌憚ノ心ヲ生シ一夜蝦蟆
悩ませし明日ノ蝦蟆ヲ見レい小熟瓜シ是ニ於テ三界唯
心ノ惑ヲ聞キシト意同シ一念迷ヘバ病トナリ悟レバ病愈ル
上畧 不材ノ木い天然ヲ終フ鳴ザル雁い殺ル 牛津ノ弟子 先
生 俱家二子道家相傳オラ
ニ何ト處シト問フ莊子笑ヒ曰我い夫材ト不材トノ間ニ處ムト
入 材ト不材ノ間い是ニ似タリ此ハ非ス故ニ未ダ累ヒヲ免レズ
直木い先伐ラレ甘井い先竭 莊子曰夫形大ナ

（かゝ出ル）又曰荘子弾弓ヲ執テ黒鵲ヲ伺フニ蝉アリ大樹ノ蔭ニ其身ヲ忘レ螳蜋ノ後ヲ搏ントスルヲ知ラズ鵲ハコノ螳蜋ヲ取ントシテ後ニ弾弓ヲ以テ射ル事ヲ忘レタリコノ事ヲ以テ世人ノ利欲ニ其身命ヲ忘ルヽヲ戒シム

（日）荘子曰陽子（姓ハ陽名ハ朱字子居老子人）宋国ニ行テ逆旅ニ宿リシニ逆旅ノ内ニ妾二人アリ其一人ハ美シ一人ハ悪シ其悪キ女貴シテ美女ハ人ニ賤テル陽子ソノ故ヲタヅネケレバ逆旅ノ小子（コムスメ）対曰其美女ハ自ラ美シトシテ身掠リスレドモ我ハ美ハアレ人ヲ悪ト思ヒ其悪女ハ自ラ悪シトオモヒ其悪ヲ行フテ自ラソノ賢ヲ行フテ自ラソノ賢トスルガ醜悪ヒトオモハルレドモ我ハ美ハアレ人ヲ悪ト思ヒ其悪ヲ行フテ自ラソノ賢ヲ行フテ自ラソノ賢トスルコトヲ記シオケ陽子ヲ去ラズ安ク往トシテ人ニ愛セラレサランヤイリ

（外ノ旅行）ヒヲ去ラズ安ク往トシテ人ニ愛セラレサランヤイリ

道ヲ教ル者ハ日ニ損ス損シテ又コレヲ損シテ以テ無為ニ至ル無為ニシテ為ズトイフコトナシ（損トハ商人ノ損ルカ如ク又書物ヲ三ツノ損（ルト イフノ損ヲ次第ニ進ヒヲ損スハ性ヲ損ル）

（雑ノ則陽）

（雑ノ外物）

（日）晉靡（徒役ノ人ヲ云）

（日）堯許由ニ天下ヲ與フ許由ハ逃ル湯王務光ニ天下ヲ與フレバ務光コレヲ怒ル

（日）荘子家貧ル故ニ往テ粟ヲ監河侯（親ノ文侯）ニ貸ル監河侯曰諾我ニ年ノ終ニヲ百姓ノ租賦封邑ノ物ヲ得タラバ子ニ金三百両ハ貸ン荘子忿然トシテ色ヲ作シ曰周昨来ル中道ニテ車ノ轍ノ中ニ鮒魚アリ呼ブ者アリ其顧テ視レバ車ノ轍ノ中ニ鮒魚アリ（轍ハ車輪ノ通リシ車輪ノ中ニ）曰東海ノ波臣ヲ（波臣トハ君ノ義ニ水官トアリ注疏ニ波浪ノ臣ト云義ナリ）君豈斗升ノ水アラバ以テ我ヲ活ルヲ肯ンジラレンヤ其ガ曰諾我ヤガテ南方呉越ノ王ニ遊テ右ノ雅義ヲ信

素メシレコトイリ

右ノ一章ハ鮒魚ノ車輪ノ中ニ困ムヲ以テ莊子ガ身ノ上ヲ譬テ

雜寓言 監河侯ヲ名テ論スルモ是モ寓言ニシテ信ジテ誠トスベカラズ

寓言ニ十ニシテ九ツ三皇言ハ十ニシテ七ツノ庖言ハ時ニ出ル和ヲ天倪ヲ以テスト出セリ

雜篇 ノ道ナキヲ云

雜篇 ノ盜跖

北荒ニ三皇蒙モ知リ名ン尾生ト云男ガ女子ト梁下ニ出逢ヒ約ヲ

シテ尾生カ梁下ニ待居ル内ニ女子ト約ヲ違ヘ(ゴシト)柱ヲ抱キ居リ遂ニ大

水出タレ尾生ハ女子ト約ヲ違ヘ遂ニ大

雜篇 漁父 ハ共ニ川ニ流レ行テ死シタルト云ヘリ

右ノ漢父ハ郭象ガ注ニ英ガ疏ニ曰漢父ハ越ノ相范蠡ナリ

越王勾踐ヲ輔佐シテ呉王ヲ亡シ事ヲ訖テ乃扁舟ニ乗テ三江五湖

ニ游ビ姓名ヲ変易テ号シテ漢父ト云フ乃チ屈原ガ逢フ漢父ハ是

故ニ莊子注疏ニハ漢父ト云者アリト假名ヲツケタリ既ニ海ニ汎ビテ音

聞ニ云ヒテハ鴟夷子トイヒ魯ニテハ白圭先生トイヒ陶ノ國ニテハ陶朱

公ト云ヒ遂ヲ晦シ老ヲ韜ミ時ニ隨ヒ変化ス

雜篇 徐無鬼 宋ノ評漫ガ就ヲ料理ン術ヲ支離益ニ学ンデ千金ノ家ヲ費盡

シ三年ホドシテ術ハオボヘタレド遂ニ益ニ効ヒナカリシ

莊子死セシ夫子ハ百ヲ葬ラントス莊子曰吾ハ天地ヲ以テ棺槨

ト為ス日月ヲ以テ連璧トシ星辰ヲ珠璣ト為ス萬物ヲ以テ備ル

ス吾葬ノ具ハ皆備タリ

按ニ列仙伝一巻ニ曰列子ハ鄭人名御寇道ヲ関尹子ニ聞トアリ

通俗孝子伝

[illegible]

吾妻鏡　大磯　島機　福磯　機妃

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紳士の憲章　智井　樂戸　接渾

白頭花燭　言実と程よくせる　絶據

[illegible]師　義児　二剛　馮今汝弼の賴の詩中曰　賴推と亦車と

[illegible]時朋友ふ[illegible]然傍し[illegible]ると云し　身導　実腹　綱常在節顯　烏臺日月懸

無勅　紫黠の徒ありて里中小横行せる　船屋

羅拜して羅と語　蠹と結て家と記す

[illegible]と[illegible]を塚中に埋して曰　生乎雄　死乎悶取而瘞て同其

宮　梦之子之蕣馬與夫子之埋狗也嗟　寧從其隆

燈籠夫　[illegible]　昔一句あり若此句の對と[illegible]ば[illegible]を放ちて

[illegible]ちん　祿　其句いんと問ふ　[illegible]子曰柏名渾不似と祿默思

[illegible]　良久くして對て曰銀成没奈何と　渾不似とい琵琶小似

[illegible]の　寒舎　[illegible]家[illegible]卑下して云し　[illegible]る堂墨し没奈何

離魂書　文弱　[illegible]ふ[illegible]ば文[illegible]の[illegible]と主ぶ[illegible]心

[illegible]世と研河　宿案未消　犬一六白く一を[illegible]ふり

[illegible]　桔梗　佳腐　[illegible]の陳平六[illegible]び奇計を設て

[illegible]彼る人[illegible]して去[illegible]とん　明白眼力あり

貧茶　清本　腰袱　[illegible]

文字會計　薄酒　[illegible]銀店　[illegible]

迷式復世ふ又[illegible]　[illegible]　[illegible]と称して宋の刘

で云て蜀黄と称せしい苦長魯仲連が　[illegible]　[illegible]大雄と解き[illegible]

ふし　輪貨　娘子　官人　地理　和縣　[illegible]

桃達の行　異議　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]

省視　眼販　子の遠和　秋約

品行　虧損　復訊　良士ニ非ズトシテ　復讐　拾威ク報上セ　数霊　悉ク死　抽身　誘ニ妓ニ宿ス者ハ　寛の状と控ヘ

バ其招供ヲ訊テ反覆疑思　桃　裏甲裏乙　自招　香盟　借貸餽贈　雑歩ノ交合　謝絶　巷中の浮蕩子

邑令　水人　行省の員外郎　情火息焔　慾海生波　苛刻の生質　行李の同知ナル時　委舎　黄州の同知ナル時　雄　邑宰　縛

紛服　復書　黄州の同知ナル時　隨行　総御　是ニ尾テ又ハ隨ハ不　勾欄　蹇結　事弩　出首　和女　判状　牌既ニ簽ト送行　強女　果長　連賦　仁柔　墳ト欲テ又縷ト莽　力稚

祓　互ニ郷ヲ　睦ク　薄醉　厚装　井　田産　対勘　抵償　寛恕　屈　死囚　倶　上同　再離　堂叔一人　確ク証拠　公門　倩行ス　倩所ヲ　感法　葉ト而シテ懸　葉即消ン　結　慰論　婚状　寛証　吐実　当堂　白出シ　真犯　質問　略訊　誣告　先監ニ寄ス　流　趣装　憲院　宦官　弾衣人　牙儈　一時　雇人ニ誘ス　公訴ニ云ヘ者ニ致リ　趨ンとする者ヲ　釜ノ敷ト　轍　悪癖　容貌猙獰　行李鐵の扁担　行ヲ道上の叢ニ　行ヲ道ヲ行ヲ　嘉賞　賊　息　羅拜　巨紳子　裏甲　嬌子　刎　無梅状　譴責

故態　元坐　囑
山を據て巣を構へ　村疃と焚掠
跡を附舟を求む　欽恰　自道
君の為不利なり　長揖　土團三百人　戍卒
羅者　鞫訊　望外　遊巡　狀貌雄偉　土寇
声獲　纆頸　鉄鎖と繋し　吉席と合して　至親の人　梨園　柵中
男工　人作とハ見ル　素封の家　△雄こ子　人名　姐妹　炮女の賤質
奇技淫巧　藝読　拜揖　跪拜　風子
稗官雜傳の図　ちゝて　雅馴　音欽
蹋踏角抵戎　度牒ハ今出家ニ与ヘル倫旨ノ如シ　皇朝ニモ古度牒ヲ玉ハリシ　羅漢　呂洞賓　宋ノ代ニ仙トナリシ人ナリ　道士の度牒　放心
蹋踏呻吟　遺才録　居ルトコロナリ　仕
一伎館　館舎　免勾　中表戚
演傷　諸伶　大浄　小生　副末　扮
天紐と干せるもの　主計吏
汝が才こゝに應ぜり　汝可ト思ハヾ我為ニ之ヲ策ラント云

狂歌現在者人傳

東武　長亭宮雄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

初秋　[illegible]

[illegible]

[illegible]　三井寺の[illegible]　佐田（[illegible]）

[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かくまでなりて所詮こゝろのまゝに事に死して
家滅亡し所の者敵をまきて居る事世の笑話
に毎る亦誠に泉下の者然れども今の事忠信の心
発しらるゝ人世に稀なり世に稀なる故敵一分の者
皆まこと丈夫の心ばせ働くこと世に
死ての名を古良度に残し永く子孫に
伝へ世の者言ふ様法皇度の事忠信で形ばかり世を
過まで其忠信の者共を討ん為
と云ふ敵度討ん為討ん為に成り立る大将と
なる為死して功を立ん為に軍勢も整へず伴もせず
唯一騎迫よ敵国へ切入討死して
ありとて御感を蒙ること
当世生れて世に稀なる者ども

必勝の詮定めて敵国へ切入りや御ぶ所者共
首を捨て喜悦を体するが忠信の心ばせ
ら思ふ所なり国に敵を討死
ぶまでの事大将の者御ぶ所者共
ぶ切腹して死ぶ敵方一分の者義経に
ぶ敵に討ぶ退て詮なし所者共
て忠信の為に共忠信国へ去
ぶ心忠信の涙ぶ
の為ぶ
ぶ感に敵ぶ
四十六士を吉良度を
ぶ人の者切腹ぶ
せ

て結て泉下の恨を抽ん為に泉岳
寺で自殺仕候様に申渡候ハ首ハ三方へ献て申候へ
と板の者共で首に献ゴンをかけ[illegible]ハ言葉に出ず首を
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

の人体で御ゝて自分に法を長くらんで
法をりまをつて御相談ゝ出に自滅乃災悔と
ハもゝより覚て死をて御ゝて死をと
の遺を所の主人家臣の処あき古紙に報しをきを
さを恨ゝ可てハ時をりまを之人紙を所不新に
その事死刑をも張り海を
ゝ所と云ふ法始をも ふゞ吉良殿一族外ゝとてを
をりていをく 公相大猷の日他に法常をも禁じき
職紙取りをる光で同職乃人紙相ゝて改う清書幕
で無不法しをる法始つ家の不敬九ゝ法之
き事でごゝり海を一云れ中御ゝ成ゝを海ゝ
又ゝ法始ゝ立をるとゝて事に法ゝ長ゝ生ゝすゞハを
決で法根ハゝをゝ云の事生をふを生天乃ゝを

やゝて家中ゝ立ゝ引ていをゝ逆ゝ海ゝて
のゝゝゝゝゝの清書ゝ度ゝ法ゝ法で収ゝ生ハゝゝ
ゝをゝを海ゝ又太宰度ゝ所流紙ゝて自出乃天ハ
紙庭ゝゝ云義ハ諸侯ゝ法ゝ天乃ハ
ゝ事ゝを法ゝゝ上ゝ今自由でハ云義ゝ清度
ゝ法天ゝ不きゝを法ゝ法ゝ海ゝ度の最
ゝ海ゝ長紙ゝゝハ義ゝ海ゝ法ゝ度の最
ゝゝ吉良殿ゝ法ゝ海ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
穂則高坂往来都幸其部位以政吉良子吉之
亦死不克亦死均ゝ死而已可以塞責云ゝ愚の論
小吉良殿ハ生ゝ敵ゝ敵ゝ

又ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

仏師を有て作らせ給ふ事ども
言い来れば物語て終に文
矢らの根性ハ元来の生て
紙物貴し蒙古との下知
黄金紙物ゝゝ
しけるの物是吉宗様
物でなくまゝ
て生涯ゝ
門今高貴内年ハ宋山時
と稀物して世間へ
是ハ伽羅の匂ひ
くハ芸香のゝ
ハ紙敵ゝ

紙屑箱（すてもの）
物
物
物

[illegible]

天保七丙申初秋

[illegible]

小華窺物語

世に[illegible]の[illegible]三[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

直年静観切りの法義單外義が新長崎堀江の
剣術小住吉流結構なる教訓の世間人情
試さんが　なるべき常の竹箒藤之助
格式武義も強くよりの小姓
所中男子の藤之助の義を聞
して業を修ること肝要士を第一を修し
本長刀を振廻し十人前の働をなす武士が長刀
なる小流れ八人義より次伝の八番で教
殿小門もなるもなせば
宗れども忠第のもの矢面でも師匠の生出
もなんぞ心別出義流守りを堂教して
は義でなる第の形小諸藩
大工不出の極いよ教は義流
なれども情員を時代遅年

新しきて弱てと第小時に義しし芸達上新
も知義ふ悟道し主をよい年ふ流も
嶮峰なるれ人今新しきのよい流守て己の因流
走やが士公家武家新し軍遊伝言又年小新まで
中ふ年老達の流小概ねて根ふ吹体は理論
いふあも新しもば士義流て詳制なる大
小義遠　格式流川を時小中も格式流川
下げてあるば踏の新者
小出家　義流の文稽古ふ
為川ても特長先ふ川て行ふ時を以て端小
とお流とは小ふて流て命さとのし
ぎ川て変れて注ふば品先に流て変る
ぐ小流ふ文稽古ふ義れふ如ふ以が

[illegible]

[illegible]

[illegible]

詩話抄

（歌学詩志俳ノ系）

「書は張旭懷素の草書を学び詩は李白杜甫を学ぶ」

「東坡の刻画錫と詩豪と称し李白の賢島と詩祖と目し呂居仁山谷と称して江西詩祖と称せしめ来れり」

「海手して太平と貧りおしむ」

「詩は志俳い詩と紛して陸放翁は夢倣まとして主とし放翁は宋の忠臣脇次脇泥の人なりと笑」

「夫古今書は巧拙ありと雖も古学を学ぶ者は大方疎漏なり」

「書は書は学ぶべしと雖も法を縛せられて学ぶ多し」

「夢は偏なるに生を限り無く古人の奴僕となり或は詩人死となる事なる不可古法を以て自己を精弾と定用

まことにかんの古昔なる生（き）まれ必人ぶんなりて
美しく人ぶ既ぶ高尚（こうしょう）い古今に限らず小枝多りもちろん
不朽ぶ著る事古今ぶ多りて異あるべし顧（こ）ん顔柳の忠
義節烈とは顧し東坡朱子の書い柳ぶ入るべいとも
学ぶ人ぶよりてとも必朽（くちず）ず
（第三壁書）茅亀佐吉夫 ぶかぶ工夫して金儀（こがねぶり）せんとおもい蘭
詩話よりの学ぶ人ぶ少て中答 近頃寛高ぶが偽寛詩選ぶ論と
小冊ぶ絶り梓（あずさ）りせい是 自来て寛詩選の事 南部の
手鑑ぶ学寛する社選よりこの優化ぶとぶ但来も
又同じ 越ぶ大宰徳夫 ぶ越して十不解と著し手鑑
ぶ選出ぶ疑ふこの時ぶ師として 得ぶ足とこれ
ひし南部の学高する寛詩選ぶ解と記る大宰
紙ぶ眼ぶ寛ぶ偽ぶ論ぶ叫ぶ修金

我（が）芝三ぶ学ぶ是と称して偽選と論し三年の学ぶ知
ぶ学ぶ越ぶ別ぶ正ぶ新ぶ足 ぶ論せし是又射
利の卑学ぶ 学一切ぶこの師ぶ石学の学問 常ぶ学ぶ
新ぶ又新ぶ是 易くぶ学ぶ
て其社中ぶ是ぶ偽と知新 是ぶ
清人ぶ論ぶ亜太宰ぶ眼力 ぶ太宰ぶ平ぶ論せ学ぶ
（書礼写）
（看官）
真数の多寡を拘敵す 拝す（きょうとし）
（看官）
宋の十人及我学ぶ 学ぶ
ぶ学ぶ学ぶ石写意ぶ 自学ぶ拝と
学ぶ是謝説の多ぶ 伝て
苦李（ちり）牛と画ぶ 如と
悟ん上ぶ 禅師牛 牛
詳日或人写三の冨士ぶ画 南蘋

現心地獄相

太田錦城先生 学古今と家を一世と睥睨し 天質才
俊不羈 儒者を嘲り冥冥の中に寒心す
拝獅の神将
先生の失策し

蜘蛛作五の梅

大人不仁の資性 廣大海容の識見
多能大人
刻苦困学の志
筆墨を学び先生に迷菴董道 金陵雲覃 劉明曲阿
大世等の義人と四人并称す 五三 顧氏 祿陸 晉才 し白衣
の老人に雪月花 川息 井紙郷 一会の中世
是乃生死を問い佛乃説 終に化する時に天心を心とし聖人の誠
七三五十六句の詩

学士 侍東 中徳尊 即今儒流書籍 又有書画 雪川 華
的俗射華 寫三峯 夷 今無量 陸斎 羽疲 雖凌空
顧民 詩田北三下 錦朱 舌戰 飛功 緣是 都城 老子住

敬儀還堂 其昌風 星地星 所 陸 市川市 貧舶 窮
海亭 賛詩 如行商 金南 執戸 節 石工 山美 世之 設三 家
四明 眼裏 不四 通 同 孫 樹小 多風 至 竹 並 沙 幹 弱 非 鶴 群
徒陳 不調 土 鼎 食 孫 蔦 王 戌 一 才 中 群 風 和 俗 果 凡 鳥
春 禽 飜下 尤小 畏 西 崖 舟 横 人 名 淀 南 湖 岸 遠 水 不 供
以 絲 文 士 若 慶 散 何 以 不 似 古 名 公

匹夫も弟小さくとも古人乃性 注世 異る一しとい 聖人
金言 温歌 至公のさぐき

この年の最中 紅葉る家の本 舞 蓑より 文昌 星 顧いま
出て 詩 朱の子を 携 ひ つくしまく 立 芝 文 の 塗 一首
の 詩 の 子 を 詩 曰

物 開 東 第 一 尤
世間 多少 彫 畏 葉

西山 横雲 出 雲 頃
萬 田 芙蓉 不入 眸

教訓雜編序

天下安定名士既言之矣今人見畫某曰如畫見畫某曰如醒譚夢事曰如醒譚醒事曰如夢故見毀而增聲聞見譽而被誹罵者不鮮焉然則天下豈有定名乎

泉岳の茅渟中

平淡の所謂まぜうし

山沢腐儒不出門　春来耽酒解寒村
自許胸中新状元

文章經学總拙攙

泉岳の茅渟中

西国の佛渟中

異宝之家一言　吉学編

北学山の主儒少て本学之四佛居士江山長老の銘を刻

精塔の霊渟

精塔堂大根元の主社小五三堂　中略　古謎坊主出境

陶山生て詩人と吟ずと雖も老然少て解ずと雖も刘世之詩を学

詩とは何ぞ　ふつてあらん　黄詩の詩小其の心崩て一山第一

ゆえ新ぶ虎吼て土の山岳崩て　ゆえ十五詩書世人の書不

然ども家々之鐵中の禅　儒中の侠　新主社学

別体一心の忠節　佯狂偽顛　千眼一統の見小

泉岳の茅渟中

尤格第則后虐第則寂少て　古く足人ともして　号是商生

沈風侯少て　実に沈義軍あき　国史　斯のごとき　事も之出

之新ものし　中略　之を花氏荀氏之智氏不滅之新

諸氏小滅之新　之を孫議　花氏小報之小　元人を以てすと

新小他人小仕小一きを　為て　孫之の仇ある　智氏小仕て寂

雖の報いを期せ　大なる沈視小報い　智氏之ぶ　解死

くして　死ずず　諸氏小熟之　之死　二家　狀すとの

之者と遂之　之ん　之し　為之　刺して　中る　之　為　之の用

て諸氏小死て　中略　又　小　之　為る　之の国

智氏小仕一　之の　幾千人　之し　孫議　之　之　小

高志忠義小説を以て文と為すなり毛唐人等小説
を書き本を作りて書を著はすこと多し百余乃大国にして隣邦
の小説家乃如賞玩するものなり神奈川港中略
唐人を終に数万に及ぶ彼船氏小くして
が国小一郡県に当る国なり其の一郡県より後先著名の学者
出ること四十七員出る所なり寡小弗武に当るべき仏国也
所謂小眼をつかて化文に執着して牧野の明方
ヨリ大儒に見識ヨリ中略宝商が眼の各所著名者有
両国の風俗
不成説と作り出す　唐人の文と作りなすも
ら次丸吾小する四方小意味違ひ見又非倒錯置者不成
語を作り都す事し　和習　其式刺語と以又鉄斗の仕
事とす　赤古　北山かつ

蔔西の文を北三より亦一等と作り毫山見の載のごとし
評論小是よりしてより夫珉や五三等を百匹二百匹づゝ出し
て蔔栗文を作て業より彼等ごとき愚昧の事
とをなすべしたん　結語又勢精の法あし是と無法の文
なり　頭面投地恭敬礼拝
我先生常小子弟小教て曰書を学んで古聖人の
語を作て話人と為す事なうべし　志あらん人は其事を
聖堂の講義
栗山先生の古学弟子左右文の精調と振して彼の書方針
砥しのごとくまば生中の諸霊百周小
小雪育老度小是如雪育老度小是
調を成せし　五三山頼毫一山天珉如土民愚と世を評する
中略　栗三ノ法　五三天珉ヲサフヒ
彼生まる詩　教すと以ても資性すして精く弱如

人語を為す小矣為り矣又彼出生当時[illegible]敬而の故為に
[illegible]氏の輩に手作改して彼等が好きなるの不好の所多く五三を限
筆を不好の業に流れの代詩士に[illegible]博徒の歌京に倣
うて[illegible]を以て義を国の奴隷雅莫の篠[illegible]と
為し又早麦詩を章を以て知規とする事宋元以下を
[illegible]と[illegible]章句の美為る所以を章代詩を以て神[illegible]を
為る風俗友豪傑英才の人[illegible]すてその名作不つまて詩
作必人[illegible]生年[illegible]是雪学れ者にして人不都者に
為し嘴矢し李白知三章のごとき雅思陽の如きも殆不一
[illegible]為すべき事とて又て詩人の国都不美[illegible]
ひ為き事を知[illegible]し[illegible]園[illegible]も詩を作り文を屬
て空間し[illegible]彼弊風と足誤り能事と[illegible]
[illegible]ものあるに然して詩文化[illegible]
[illegible]時を

[illegible]し事を[illegible]して必其志を[illegible]し古人の詩文大体志[illegible]
[illegible]て以て千年の後[illegible]詩文を[illegible]を[illegible]
[illegible]の性情の[illegible]出[illegible]彼清新と号[illegible]
[illegible]無[illegible]を[illegible]を[illegible]の論[illegible]韓使
[illegible]京湖亭中[illegible]那波魯堂[illegible]
[illegible]と[illegible]の[illegible]の[illegible]離洋に海の差別と[illegible]
又[illegible]席上[illegible]の果為と[illegible]市国弘仁天長[illegible]都
氏芸家[illegible]野公の詩の如き[illegible]
[illegible]史出文政[illegible]如き[illegible]
歳[illegible]百大湖[illegible]集[illegible]
子羽[illegible]集[illegible]雅[illegible]
して清新五三[illegible]抵[illegible]
世清新雅[illegible]

無志者が多く時に学問に志ある者は国家太平の御用に立つべき人物多出すべし然るに学者志心博達にして高山を仰ぎ深海を測るごとく語り書き皇朝の詩歌を始て学問の分なれども明らかなる人品の言き事先代未聞世に無き事なり

爰に先賢学問の志ある者五三も世に出て初発明仏に入りし者の志学問して廣陵と申す人子中村の門に入りし因日高論申して可愛文学に書事あり

五三の詩才天抵と雖ども其の著述する所詩話の如き雑なる事い雑なる事しとも世に表するに足らざる者多し

一字下ゲベシ

詩人に出でたり主より詩に正しき家業なる代々お傳の家智と共に事都に乏しく次西今まで推移り詩歌に精なる者多き事なり

清水晴雲談 栗三郎氏の説きし所

画家の通弊

大坂の人月仙画をおく詩話を子世に出し月仙と号せんと欲し画を画し絵よりとれども大雅堂に比べ大雅堂は山水に対して佳吉の景を画き無く集詩して今の景象を写して雅趣を生じ其の詩話は未一般詩にして其の詩話に無き事なり月仙の画は世に出でたるの雅趣

特操なし

我是氏先生に学く席画とする事い京に来て文来る

事なり五日一水十日一山などと云ひて大事なりけり、
ことなりしが宋末の頃より文人画の画法盛に行はれ
しかども画工の画は皆画法学び弾
雪舟に至て説く妙なる画あり中頃狩野と云ふ新法
出て之に倣ひ第一に筆法を兼ねと古法と新法より唐画
となりまた始りなり狩野育と下さるも新時の画に変し

白山の神談

一、去年山乃て一面画の法を学ぶ
いま氏人武官小屋で文武の間助とまるのこと
の苦ど過ぎ百民太平に生む
為代武功の世家なして諸侯の中に立て大国と称し
財ふ世代より七家と称して代々輔佐の故家老なる古
格なる人に先人の如し
可山爽生花の手本を誠て顔を坂義過庵云宰

米茅の事を写した新兵学頗り生物の如く変ふ
高代特立の紐さし中巻 既に保山英
小呂出さるし 新知る術書 琴鶴君小説せ
矢の倉れ異談
錦城先生蛆蝶のあり方の話
太平次米安何の義なるて武家の用ふ新事とて
文昌星免れと生まれ先生性学問りし 詩文共に現世
獄者の国り高代の儒者 云画の法なるものこと出屋い法乃限
なり先生特立の見識より蛆蝶の如くおのれ自重
現事次先享保以来の人物と平常よく考へ見の才徳
兼備し新人誠に少し況や国家の益に成し人幾個の
る文庫世皇性国を保土と造ひ別に儒家と立て新
と以て為りし是を大に法志の事し既に先生
仕の時雑録して節のしし事 只是国家者益の為を

事一として今の儒者の自傲弱慢の甚しい格別なり道後
先生を列に儒者とする表向の格式いかく民部で法中也
ゆえ敬ハ他に矣なり多見ハ儒者なり作せ詩せ〳〵もとき
年ハ此の頃時に出ぬ法なるもしもし先生も又
歴代史数を読ぬ事なく解釈ハ到て皆初訓と施し
疑獄なるが国の古例と引 浅井の古事と打合せて法学の
もし年中に今の儒者達の人名を書し新世の顔付とおぼし
豪邁の気性なく儒家の列に加ハる者を新世の顔付とおぼし
儒家達なるて様変し儒道列記と宣り深学する者の面
目なく立ちしと云ハ事なく法格式ハ多くなし事の法疑
四方なるも事ふかりなると同なもさるより法学ふ成ハ
おく成ハし年老ハ多くの古法を慎のしまなる
法中なる節の人ハ還て法側迫く新久する少様きが世くなる

方なき事なり法学なるハ儒ハ新久する
も能く事書きなく多くなるして限りなくて様し和又ハ
儒士才徳備ハ新久なる方なし倶未豪邁なるといえども新法
ふ新久なる事なるて而書を子と雖ども太宰学問なるといえども
子なるなるこそなる遷なる学問なる仁義を
博学の才なるて高敬も文の新も正しく三代ふ及て今名を
うしなハ浅井漢室真清ハ曲新ふ学しく国家のことと
如し事なるなるなるなる兼山純卿の筆を一家の議人なるなる
ハ事なる特久新久事多しなれども新久時ハ高弟の儒者又
彼法ふ下新久事一等北三の儒侠を言行ふ行なるもて男し
く山本四兵と称なる宝育なる酒狂を新楽経ふ博と行なるひ
出し兼遷ひよ宝育なる唱なるなる